

第1部

食育推進施策をめぐる状況

食育基本法のあゆみ

我が国において、食育に関する取組は、「食育基本法」（平成17年法律第63号）制定以前にも様々な主体により行われてきました。一方、BSE¹等の食の安全上の問題の発生を始め、社会情勢や自然環境が変化する中で、食を大切にする心の欠如や、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病（がん、糖尿病等）の増加、過度の痩身志向、食の海外への依存、伝統ある食文化の喪失等、「食」に関する様々な課題が顕在化してきました。こうしたことを受け、平成17（2005）年6月に食育基本法が成立し、同年7月に施行されました。

平成18（2006）年3月には「食育推進基本計画」が作成され、以降、おおむね5年ごとにその内容は見直されながら、食育は、食育推進基本計画に沿って推進されてきました。

食育の取組は、国民運動として、国や地方公共団体はもとより、地域においても、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の多様な主体が相互に緊密な連携・協働を図り、全国の様々な場において行われています。

食育基本法の成立から約20年が経過し、食育推進基本計画も4次にわたり作成されてきました。

食育基本法のあゆみの概観として、本特集では、第1節において、我が国における食を取り巻く環境の変遷と食育基本法制定にまつわる経緯とともに、これまでの4次にわたる食育推進基本計画の作成背景や内容を振り返ります。続く第2節では、多様な主体により展開される食育に関する取組を中心に、食育をめぐる最新の動向を紹介します。

1 Bovine Spongiform Encephalopathyの略。牛海綿状脳症のこと。

第1節 食育推進基本計画の変遷

1 食育基本法制定にまつわる経緯

○食育基本法制定以前

「食育」という言葉自体は、明治期に活躍した食養医学の祖とされる石塚左玄と小説家の村井弦齋が使い始めたといわれています。

石塚左玄は、「化学的食養長寿論」（明治29（1896）年発行）において、「嗚呼何ぞ学童を有する都会魚塩地の住民は殊に家訓を厳にして躰育智育才育は即ち食育なりと観念せざるや」（大意：学童を養育する人々はその家訓を厳しくして、体育、智育及び才育はすなわち食育にあると考えるべきである）と記し、食育は、体育、智育及び才育の基本となるものとして、その重要性を述べました。

また、村井弦齋は、「食道楽」（明治36（1903）年発行）において、登場人物の会話の中で「智育と体育と徳育の三つは蛋白質と脂肪と澱粉の様に程や加減を測って配合しなければならん。然し先づ智育よりも体育よりも一番大切な食育の事を研究しないのは迂闊の至りだ」と、智育、体育よりも食育が大切であると記しています。しかし、「食育」の言葉は一般に定着するには至らず、その後、時代を下り、1980年代には、図書や雑誌論文の標題への使用例が見られるようにはなったものの、食育を冠した取組が広がることはありませんでした。

「食育」の言葉から、国民の食を取り巻く状況について目を向けると、昭和期においては、戦前、戦中、戦後、高度経済成長期等、社会状況に応じた大きな変化が見られます。

戦前、都市部では洋食を始めとする多彩な食文化が花開く一方、農村部においては販売に供しない米と麦を混ぜた「麦飯」や、野菜・芋等を混ぜた「かて飯」が主食となるなど、食を取り巻く環境は地域により大きく異なっていました。

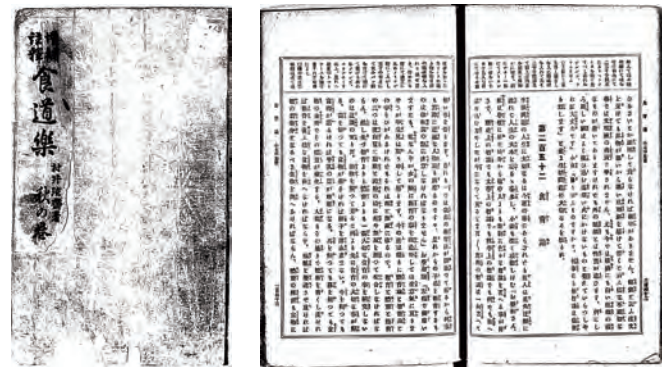
第二次世界大戦中と終戦直後には、国内における食料の生産量の低下や輸入量の減少による食料供給量の不足が生じ、多くの国民が低栄養状態に陥りました。

そうした中、昭和22（1947）年に、救援物資により都市部から学校給食が再開し、昭和29（1954）年には、「学校給食法」（昭和29年法律第160号）が制定され、学校給食を通じた食に関する教育の基盤が作られました。

その後の高度経済成長に伴う国民所得の増加や輸入自



石塚左玄著「化学的食養長寿論」
国立国会図書館デジタルコレクション



村井弦齋著「食道楽」
国立国会図書館デジタルコレクション



昭和30年代 学校給食の風景
写真提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター

特集

食育基本法のあゆみ

由化により、肉・乳製品等の消費が増加し、また、核家族化や女性の社会進出とあいまって、レトルトカレー、インスタントラーメン、冷凍食品等の新たな食品加工技術による長期保存や簡便な調理が可能な食品が登場し、食そのものとともに、食生活の在り方も多様化していきました。

このように、戦中・戦後直後と比べると食物に不自由せず生活ができるようになり、全体的に国民の栄養状態が改善された一方、「飽食の時代」と呼ばれる中で、生活習慣病等の新たな社会課題も生まれました。昭和も終わりが近づく1980年代には、おまけ付きお菓子のおまけだけを抜き出し、お菓子本体を捨てるなどの行為が社会問題となりました。

また、平成に入ると、2000年代には、BSE問題や食品偽装事件等が相次いで発生したことなどから、食の安全・安心への国民の関心が高まり、食にまつわる問題は、徐々に食品の量から質、食品安全、食行動等、その内容が多岐にわたるようになりました。

こうした問題への対応として、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が中心となり様々な食育の取組が進められ、地方公共団体と民間団体においても自発的な取組が行われてきました。

○食育基本法制定の経緯

第159回国国会会期中の平成16（2004）年3月、「近年における国民の食生活をめぐる環境の変化、具体的には、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題、また、食の安全や海外依存の問題の発生に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること」を提案理由として、食育基本法案が議員提出法案として参議院に提出されました。

その後、同年6月に衆議院に提出され、会期終了に伴い継続審議となりましたが、第162回国国会会期中の平成17（2005）年4月に衆議院本会議において可決され、続いて同年6月に参議院本会議においても可決の上、食育基本法が成立しました。

その前文では、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること」が求められています。

また、食育の推進に当たっては、健全な食生活の実践として単に食生活の改善にとどまらず、食に関する感謝の念と理解を深めることのほか、伝統のある優れた食文化の継承や、地域の特性を生かした食生活への配慮等が求められるとしています。

「食育」の考え方は明治時代に既に存在していましたが、食育基本法は、改めてその基本理念を定め、法的根拠を付与したとも捉えることができます。



「キッチンカー」(栄養指導車)
写真提供：一般財団法人日本食生活協会

図表 1-1

食育基本法の法案提案から施行までの主な経緯

平成16年3月15日	参議院に食育基本法案提出（第159回国会（常会））
6月3日	参議院から取り下げ 衆議院に同法案提出・継続審査
12月1日	衆議院内閣委員会で提案理由説明・継続審査（第161回国会（臨時会））
平成17年4月19日	衆議院本会議で可決（第162回国会（常会））
6月10日	参議院本会議で可決・成立
6月17日	公布（平成17年法律第63号）
7月15日	施行

特集

食育基本法のあゆみ

2 食育推進基本計画

○食育推進基本計画（平成18（2006）年度～平成22（2010）年度）

●経緯

食育基本法第16条では、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進会議（会長：内閣総理大臣。平成28（2016）年度以降は、農林水産大臣。）において、食育推進基本計画を作成する旨が定められています。この規定に基づき、平成18（2006）年度から平成22（2010）年度までの5年間を計画期間とする、食育推進基本計画が平成18（2006）年3月に作成されました。

食育推進基本計画の作成に当たっては、食育推進基本計画検討会において、平成17（2005）年10月から平成18（2006）年2月までの間に5回にわたり内容について検討し、案を取りまとめました。平成17（2005）年9月及び10月に、食育を積極的に推進していた大阪府、福井県おぼま小浜市、茨城県において地方意見交換会を開催し、また、平成18（2006）年2月から3月にかけてインターネット等により国民から意見の募集を行いました。

これらを経て、平成18（2006）年3月に開催された第2回食育推進会議において、食育推進基本計画が決定されました。

食育推進基本計画では、食育の推進に関する施策についての基本的な方針として、（1）国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、（2）食に関する感謝の念と理解、（3）食育推進運動の展開、（4）子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割、（5）食に関する体験活動と食育推進活動の実践、（6）伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、（7）食品の安全性の確保等における食育の役割の七つを定めました。

●計画期間中の食に関する主な出来事

学校の教育活動全体で食に関する指導の充実を図るため、平成19（2007）年3月に、「食に関する指導の手引」を文部科学省が作成しました。また、平成17（2005）年4月に制度が開始された栄養教諭についても全国的に配置促進が進められ、栄養教諭を中心として食に関する指導に係る全体計画が作成されるなど、食育としての体系的・継続的な取組が学校で広がり始めました。

平成20（2008）年には、米国の投資銀行の経営破綻を発端とした金融危機、経済危機が発生

し、そのほかにも異常気象による原材料価格の高騰や穀物市場への投機的な資金の流入等、複数の要因が絡み、穀物価格が急騰し、国民の食生活も外食支出が落ち込むなどの影響を受けました。



食育推進基本計画リーフレット



食育推進基本計画が決定された
第2回食育推進会議 (平成18(2006)年3月)
写真提供: 内閣広報室

○第2次食育推進基本計画 (平成23(2011)年度～平成27(2015)年度)

●経緯

食育推進基本計画の計画期間である平成18(2006)年度から平成22(2010)年度までの成果と課題を踏まえ、平成23(2011)年3月に、「第2次食育推進基本計画」が作成されました。

第2次食育推進基本計画の作成に当たっては、平成22(2010)年4月から12月までの間に3回にわたり、食育推進会議に設置された食育推進評価専門委員会において、内容について審議し、骨子案を取りまとめました。平成23(2011)年2月に開催された食育推進会議において第2次食育推進基本計画の骨子が決定され、同月、骨子について、インターネット等により国民から意見の募集を行いました。その後、食育推進評価専門委員会での議論を経て、平成23(2011)年3月に開催された食育推進会議において第2次食育推進基本計画が決定されました。

●第2次食育推進基本計画の重点課題の背景

食育推進基本計画を受け、全ての都道府県において食育推進計画が作成・実施された一方、生活習慣病の有病者は増加し、子供の朝食欠食や、一人で食事をとるいわゆる「孤食」も引き続き見受けられるほか、高齢社会の進展に伴い高齢者の栄養不足の問題が顕在化するなど、食をめぐる様々な課題への対応が依然として必要な状況でした。

食育の推進に当たっては、単なる周知にとどまらず、国民が「食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めること」(食育基本法第6条)を旨として、生涯にわたり間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築を目指すとともに、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくことが必要であるとして、第2次食育推進基本計画では、「[「周知」から「実践」へ]」をコンセプトとし、(1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、(2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、(3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進を重点課題として決めました。

●計画期間中の食に関する主な出来事

第2次食育推進基本計画の計画期間が始まる直前の平成23(2011)年3月に、東日本大震

災が発生し、国民の食生活にも新たな問題を引き起こしました。発災後には、日本各地において多様な主体による食育に関する取組が行われました。例えば、平成23（2011）年度食育白書では、東日本大震災における食育に関連した取組について、管理栄養士等の専門家による被災地支援、仮設住宅生活者に向けたキッチンカーでの食生活支援といった発災地域での支援のほか、震災の被害状況を紹介して消費者の理解を深めながら被災地食品の積極的な消費を応援する取組等の事例を掲載しています。

また、平成25（2013）年に、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本の食文化や伝統的な食生活についても見つめ直す動きが全国的に見られるようになりました。



第28回国民文化祭（平成25（2013）年開催）
「やまなし伝承料理教室」



仮設住宅生活者への食生活支援の取組
「食べて元気カー」

○第3次食育推進基本計画（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）

●経緯

食育推進会議は、食育推進基本計画及び第2次食育推進基本計画における10年間の食育の推進の成果と、社会環境の変化の中で明らかになった食をめぐる新たな課題等を踏まえ、平成28（2016）年3月に、「第3次食育推進基本計画」を作成しました。

第3次食育推進基本計画の作成に当たっては、平成26（2014）年8月から平成27（2015）年12月までの間に5回にわたり、食育推進評価専門委員会において内容について審議し、計画の骨子を取りまとめました。平成27（2015）年12月から平成28（2016）年1月までの間に、骨子について、インターネット等により国民から意見の募集を行った後、平成28（2016）年3月に開催された食育推進会議において、第3次食育推進基本計画が決定されました。

なお、この第3次食育推進基本計画の計画期間の開始に際し、平成28（2016）年4月に、「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」（平成27（2015）年1月27日閣議決定）を踏まえて定められた「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第66号）により、食育推進基本計画の作成及び推進に関する事務が、内閣府から農林水産省に移管されました。

●第3次食育推進基本計画の重点課題の背景

第3次食育推進基本計画の作成当時、特に若い世代では、健全な食生活を心掛けている人が少なく、ほかの世代と比べて、朝食欠食の割合が高く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないことなど、健康や栄養に関する実践状況に課題が見受けられました。

家庭生活の状況が多様化する中で、高齢者を始めとする単独世帯やひとり親世帯、貧困の状況にある子供に対する支援が課題として顕在化し、また、高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸については国民的課題として、食育の観点からも積極的な取組が必要とされていました。

くわえて、食料を海外に大きく依存する我が国において、大量の食品廃棄物を発生させ、環境への負荷を生じさせていることから、食に関する感謝の念や理解を一層深めることは引き続き重要であり、生産から消費に至る食の循環を意識し、食品ロスの削減等、環境にも配慮する必要があるとされていました。

さらに、食を取り巻く社会環境が変化する中であっても、我が国の大切な食文化が失われることがないように、食文化の継承も重要な課題となっていました。

こうしたことから、第3次食育推進基本計画では、第2次食育推進基本計画のコンセプトである「[「周知」から「実践」へ]」を引き継ぎ、「[「実践」の環を広げよう]」をコンセプトとし、(1)若い世代を中心とした食育の推進、(2)多様な暮らしに対応した食育の推進、(3)健康寿命の延伸につながる食育の推進、(4)食の循環や環境を意識した食育の推進、(5)食文化の継承に向けた食育の推進を重点課題として決めました。

●計画期間中の食に関する主な出来事

第3次食育推進基本計画の計画期間においては、令和元(2019)年に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)が施行され、「食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進すること」(同法第1条)を目的に、国民運動としての食品ロス削減に向けた取組が全国で行われるようになりました。



3R推進全国大会「全国食べきりサミット」イメージ図
(平成27(2015)年11月 開催地：福井県)



食品ロス削減月間啓発ポスター
(令和元(2019)年度版)

○第4次食育推進基本計画(令和3(2021)年度～おおむね5年間)

●経緯

食育推進会議では、過去15年間の食育の推進の成果と、第3次食育推進基本計画作成以降、社会環境の変化の中で明らかになった食をめぐる新たな課題等を踏まえ、令和3(2021)年3月に「第4次食育推進基本計画」を作成しました。

第4次食育推進基本計画の作成に当たっては、令和2(2020)年3月に、食育推進評価専門委員会において「第4次食育推進基本計画作成に向けた主な論点」を取りまとめました。また、令和2(2020)年6月から7月までの間に、第4次食育推進基本計画作成に当たり、第3次食育推進基本計画について見直すべき点や第4次食育推進基本計画に新たに盛り込むべき

課題について、インターネット等により国民から意見の募集を行いました。その後、令和2（2020）年8月から令和3（2021）年2月までの間に4回にわたり、食育推進評価専門委員会において内容について審議しました。そして、令和3（2021）年2月に、インターネット等により国民から意見の募集を行った後、食育推進評価専門委員会での議論を経て、令和3（2021）年3月に開催された食育推進会議において、第4次食育推進基本計画が決定されました。

●第4次食育推進基本計画の重点事項の背景

健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が引き続き国民的課題であり、また、人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食市場の拡大等が進行するとともに、食に関する国民の価値観や暮らしの在り方も多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面の増加も見られます。食料の供給という点では、農林漁業者や農山漁村人口の著しい高齢化・減少が進む中、我が国は食料の多くを海外からの輸入に頼る一方、大量の食品ロスが依然として発生している状況も看過できません。

また、日本各地で異常気象に伴う自然災害が頻発するなど、地球規模の気候変動の影響が顕在化し、食の在り方を考える上で環境問題を避けることはできなくなっています。食育の推進は、令和2（2020）年12月の持続可能な開発目標（SDGs¹）推進本部で決定された、我が国の「SDGsアクションプラン2021」の中にも位置付けられており、SDGsの達成に寄与するものとされています。

さらに、令和元（2019）年度末から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、外出自粛による食品の入手環境の変化や外食及び共食の機会の減少等、食を取り巻く環境を大きく変えました。こうした「新たな日常」の中で、食育の取組についてもデジタルツールやインターネットの積極的活用が求められることとなりました。

第4次食育推進基本計画においては、こうした国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化等の食育をめぐる状況を踏まえ、（1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、（2）持続可能な食を支える食育の推進、（3）「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を重点事項として決めました。

●計画期間中の食に関する主な出来事

第4次食育推進基本計画の計画期間内においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による、接触機会低減のためのテレワークの増加や出張機会の減少等により小売業や飲食業が多大な損害を被るなど、農林水産業や食品産業も様々な影響を受けました。

また、食に関するイベントや研修についても対面で行うことができない状況に陥り、オンラインで野菜の育て方を疑似体験するイベントや、講師とオンライン上でのやりとりを通じた調理実習等、デジタル技術を活用した普及啓発活動が実施されました。

令和5（2023）年5月に新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置付けが5類感染症に変更された後も、オンラインを活用した啓発イベント等は、当日会場に来ることが困難な遠隔地において、学習機会の確保につながり、啓発イベントを行う際の手法として定着しました。

1 Sustainable Development Goalsの略。



おうちで収穫体験～子供達とつながるリモートイベント～



オンライン動画教材 食品安全ハカセと学ぶ「食中毒予防」

○「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」における食育

食育について、法律や法定計画において規定しているのは、食育基本法や食育推進基本計画のみではありません。第4次食育推進基本計画の計画期間中になされた「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)の改正において、食育に関する内容が盛り込まれました。

食料・農業・農村基本法とは、「食料、農業及び農村に関する施策について、食料安全保障の確保等の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ること」を目的として平成11(1999)年に制定された法律です。

制定時には想定されなかった情勢の変化を受け、令和5(2023)年6月に内閣総理大臣を本部長とする「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」において、「平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立」、「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への変換」、「人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立」という新たな柱に基づく政策の方向性が示され、令和6(2024)年6月に食料・農業・農村基本法が改正されました。

この改正の中で、同法第14条において、「消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする」として、消費者の役割が位置付けられました。

さらに、同法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、農業の構造転換を推し進めるべく、食料・農業・農村政策審議会における審議を経て、令和7(2025)年4月11日に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

食料・農業・農村基本計画の「国民理解の醸成」において、「食料の持続的な供給を確保するためには、消費者、国民が、生産などの実態を理解し、日々の購買行動によって、支えることが重要である。食育の推進、食文化の保護・継承等を通じて、食料・農業・農村に関する国民の理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与する「行動変容」につなげるよう、様々な施策間の連携を図りながら、効果的な消費者施策を推進する」と記されています。

農業の生産現場の実態等に対する消費者の理解を深める観点からも、(1)学校等での食育の強化、(2)「大人の食育」の推進、(3)国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大、(4)行動変容に向けた機運の醸成等、食育の取組を推進することとしています。

第2節 食育の取組 ～多様な主体による取組の推進～

○多様な主体による食育に関する表彰等

食育基本法が制定され、食育を国民運動として推進していくため、国、地方公共団体による取組とともに、全国各地において、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の多様な主体による取組が行われてきました。こうした食育に関わる人々や団体等の日々の取組を評価し、更なる食育の推進を目指すために様々な表彰制度が創設されました。

平成21（2009）年度には、全国のボランティアにより行われている食育活動の推進を奨励するため、内閣府特命担当大臣（食育）による「食育推進ボランティア表彰」が創設され、平成28（2016）年度まで実施されました（なお、平成28（2016）年度の内閣府から農林水産省への業務の移管に伴い、平成28（2016）年度は農林水産省が実施）。

農林水産省では、平成29（2017）年度から、広く食育に関わる農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動、教育活動又はボランティア活動を通じて、食育の推進に取り組む食育関係者を対象にその功績を称えるとともに、その取組の内容を広く国民に周知し、優れた取組が全国に展開していくことを目的として「食育活動表彰」を毎年度実施しています。また、地方公共団体においても、各地域における食育の取組を評価する表彰制度等が実施されています。

このほか、民間においても食育基本法制定を契機に、学校給食に関わる栄養教諭・学校栄養職員・調理員を対象とした「全国学校給食甲子園[®]」、保育所・幼稚園・認定こども園・子育て支援センター等での食育の取組を対象とした「食育コンテスト」等、様々な表彰制度が実施されています。

いずれも現場における日々の取組が表彰されることにより、国民の食育への理解が深まることを目指し実施されています。



食育活動表彰 事例集



全国学校給食甲子園[®]



食育コンテスト

○民間企業等と連携した新たな食育に関する取組

乳幼児期や学童期においては、家庭教育、学校給食等を活用した食に関する指導の時間等、健全な食生活に必要な知識や食事の際の作法等、食に関する基礎を習得する機会が存在します。

一方、自ら食事を用意し食生活を営むようになる若い世代（20～30歳代）において、食に関する課題を多く抱えていることが指摘されています。

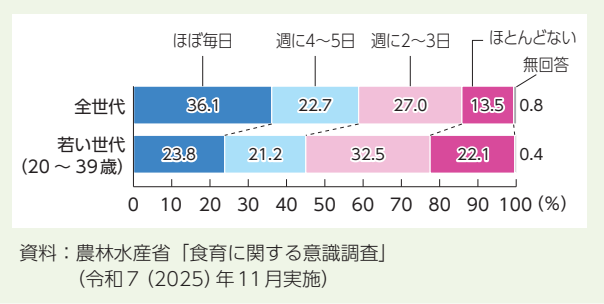
成長した際の実践につなげるために以前から学校等における食育が行われているところですが、自ら食生活を営むようになった大学生や新入社員等に対しても、大学や職場で食育の取組を行うことを通じて、健全な食生活の実践を促すことは重要です。

このほか、若い世代のみならず、各世代におけるウェルビーイング向上等の観点からも、それらの課題に的確に対応した「大人の食育」を進める必要があります。その際、食料品や食関連サービスの提供を通じて消費者に働き掛けることのできる事業者等による食育の取組を、産官学の連携・協働の下に更なる展開を図ることにより、食生活改善につなげることも肝要です。

こうしたことから、大人の消費者の食や農への理解醸成と行動変容を目指す大人の食育を推進するため、農林水産省では、令和7（2025）年度に「官民連携食育プラットフォーム」を立ち上げ、民間企業等が連携した食育活動等の展開を図っています。

また、従業員に対して、健康的な食事の提供や食生活の改善に資する取組とその評価を行っている法人を「食育実践優良法人」として認定し、法人内の活力向上及び優良な取組の横展開を図ることを目的として、「食育実践優良法人顕彰制度」を創設しました。

図表 1-2 栄養バランスに配慮した食生活



官民連携食育プラットフォーム設立総会



官民連携食育プラットフォームのロゴマーク



食育実践優良法人のロゴマーク

事例

「東京お米サロン」を通じた食育活動の取組

エフエスエックス
F S X 株式会社（東京都）

FSX株式会社は、おしぼりのレンタル・企画開発等を手掛けています。食事の際におしぼりで手を拭くという日本ならではの食文化も大切にしたいという思いから食育活動に取り組んでいます。日本の食文化は米が中心的な役割を果たしていると考え、令和4（2022）年より、地元国立市で300年以上続く米農家を支援する「東京お米サロン」の活動に協賛しています。この農家は都内で販売用の米を栽培している数少ない農家の一つであり、米作りを継承する農家の活動について会社を挙げて応援しています。

米農家から田んぼ1反を借り、社内行事として1年を通じて米作りを実施し、令和7（2025）年度は、基本的に社員のみで農作業を行い、これらの活動は社内の組織づくりや社内コミュニケーションにも寄与しました。

社員は、田植を行うための田んぼ整備から収穫までの一連の流れをチームで経験します。チームのメンバーは、デスク業務の多い事務担当や外回りの多いおしぼり配送担当等、通常の業務では余り関わりを持たない社員で構成されます。チームメンバーがコミュニケーションを取りながら米作りという共同作業を行うことで、社員間の横のつながりを構築しています。若手社員を中心にチームを組織し、活動の企画・運営を主体的に行うことで、交渉力や企画力といった、社会人として必要なスキルを身に付ける貴重な機会となっています。さらに、上司・同僚・部下といった上下関係や部署の壁を越えて交流するきっかけにもなるなど、「お米作りは人創り」であることを実感しました。

また、社員は種籾たねもみからの苗作りも行います。「米一粒一粒が苗となり、稲となり、収穫されて私たちはご飯を食べることができているのだ。」という声が聞かれるなど、米作りを通じ、食への感謝の気持ちも育まれています。

収穫したお米の一部は、市を経由して国立市内のこども食堂へ寄附するなど、地域とのつながりの構築にも寄与しています。こども食堂を運営されている方からは、感謝の言葉を頂いています。

今後もこの取組を継続し、社員の人材育成やコミュニケーションの活性化につなげていくとともに、国立市の企業として地元の生産者を応援し、持続的に地域に貢献し続けられるよう取り組んでいきます。



田植の様子



収穫したお米をこども食堂へ寄附する様子

事例

「教育ファーム」と特産品開発による地域農業の振興

株式会社松阪協働ファーム（三重県）

株式会社松阪協働ファームは、平成19（2007）年より、「都市と農村の交流拠点」と「市民が農業について学ぶ知的体験施設」である「松阪農業公園ベルファーム」を指定管理者として運営しています。園内の農産物直売所「ベルファーム農家市場」を核とし、地域農業の振興と地産地消の拡大を担うほか、平成25（2013）年からは農業体験等の「教育ファーム事業」を本格化させ、野菜ソムリエや地元大学と連携し、食と農の距離を縮める多角的な食育活動を展開しています。

教育ファーム事業では、年間を通じて、土づくりから植付け、観察、収穫、そして調理・加工までを体験するプログラムを実施しています。また、苦手な野菜の克服や特産品への理解を深めるため、「こどもピーマン」や自社ブランドのさつまいも「きわみいも きわみん[®]」¹を用いて、野菜ソムリエコミュニティと勉強会等も開催しています。

ほかにも、特産品である松阪牛を使った肉味噌作り等の体験講座を開催するほか、「やさいフェスタ」等のイベントを実施し、松阪の魅力の発信を行っています。

野菜ソムリエと連携した「畑のおかずプロジェクト」を展開しており、直売所でのレシピ提案や、規格外野菜を活用した惣菜・弁当開発を行い、地域全体の健康増進と食品ロス削減に寄与しています。

これらの教育ファーム事業やイベントに参加した子供からは、「育てるのがこんなに大変なら、もっと味わって食べようと思うようになった。」「大切に育てられた野菜だと思いながら食べようと思う。」などの声が届けられています。

生産者からも、「消費者の嗜好を直接知る機会になり、栽培や、「きわみいも きわみん[®]」等の新たな特産品の生産のモチベーションにつながっている。」との声もあり、生産者と消費者の交流の場以上の価値を創出し、食と農の距離を縮める取組となっています。

最近では、「みえの伝統野菜」に登録されている松阪赤菜や、地元農産物のブランド化を進め、市内の学校給食へ提供をしています。

今後は、松阪ブランドに認定された「きわみいも きわみん[®]」を始めとする地場産物の更なる消費拡大を目指すとともに、より多くの市民が気軽に食と農に触れられる居場所を創出していきます。あわせて、持続可能な地元消費サイクルの確立と、次世代を担う子供たちの豊かな食育の場を提供していきます。



収穫した松阪赤菜を使った漬物作り体験の様子



さつまいも収穫の様子

1 松阪ブランド認定品として認定されている松阪産のさつまいもシルクスイート。

事例

食を通じた体験価値の提供 ～複合的・多面的なフードコミュニケーション～ (第9回食育活動表彰 消費・安全局長賞受賞)

カルビー株式会社（東京都）

カルビー株式会社は、子供たちが健やかな食生活を送ることができるよう、「[食習慣]について自分自身で気づき、考え、そして行動に移せる力を育ててほしい。」という願いを込めて、食の楽しさや大切さを伝える活動を行っています。

平成15（2003）年より、全国の小学校で児童を対象に、朝食の大切さや、おやつを楽しむ食べ方等、食育の出張授業を実施しています。この授業を通じて、食べることの喜びや大切さを伝え、未来を担う子供が自ら健康的な食を選択できる力を育むお手伝いをしています。このほか教員向けに、持続可能な食料生産について学ぶ教材を教員限定プラットフォームを通じて提供しています。

令和7（2025）年、ポテトチップス発売50周年を迎えるに当たり、「子供たちに原料のじゃがいもからポテトチップスになるまでのストーリーを伝えたい。」という想いから、「ポテトバッグ」を活用した新たな教育プログラムを開発、令和8（2026）年2月より「ポテトバッグ部」として本格運用を開始しました。

この教育プログラムでは、じゃがいもを育てるための土が入ったバッグで、じゃがいもの植付けや成育、収穫、ポテトチップス作りという、生産から消費までの過程を約4か月間にわたり体験します。バッグは、環境に配慮した素材で作られており、持続可能な食の未来のために一人一人が主体的に考え行動するきっかけとなることを目指しています。

実施校からは、「子供たちに自らじゃがいもを育てる特別な体験を提供できる。」「幅広い教科で活用できる点が魅力的である。」といった声が聞かれました。「愛情を込めて育てよう。」と種いもを大切に植え、「たくさんできますように！」と生育を楽しみにする児童の姿から、記憶に刻まれる学習であることが分かります。

令和7（2025）年7月には、農林水産省「消費者の部屋」において、ポテトバッグを用いた取組を含めた当社の取組内容を紹介しました。今後も、幅広く様々な対象へ食育の展開を進めていき、将来的にはグローバルに食育活動を拡張していきたいと考えています。



食育出張授業の様子



「ポテトバッグ部」の活動の様子

特集

食育基本法のあゆみ

事例

一食に想いを込める、地域の誇りと未来 ～子供たちの笑顔を作る学校給食の祭典～「全国学校給食甲子園[®]」

特定非営利活動法人21世紀構想研究会（東京都）

全国学校給食甲子園[®]（以下「給食甲子園」という。）は、平成17（2005）年に施行された食育基本法、栄養教諭制度の創設を受け、平成18（2006）年から始まった学校給食の全国大会です。給食甲子園は、食育施策、栄養教諭制度、学校給食の重要性を広く国民に理解してもらうことを目的に毎年開催しており、令和7（2025）年で20回目を迎えました。

給食甲子園は、文部科学省が示す「学校給食摂取基準」を遵守した上で、給食の献立の栄養素量や分量が適切であるか、食塩相当量・食物繊維・鉄等の摂取に工夫が見られるか、献立のコンセプトは何か、教材としての工夫があるか、地域の特産物を取り入れているかなどの様々な観点から評価します。

事前審査を通過した学校が決勝大会に進み、栄養教諭又は学校栄養職員と調理員のペアがチームワークを発揮して献立を制限時間1時間以内に完成させます。並行して行われる食育授業コンテストでは、栄養教諭・学校栄養職員が給食の時間に行う模擬授業としての5分間の食育授業（食に関する指導）に対し、審査が行われます。

令和7（2025）年12月に第20回全国学校給食甲子園決勝大会が開かれ、応募数1,019件の中から12校24名の選手が東京の決勝大会の会場に集まりました。1万食を超える学校給食を調理する大規模給食センターから、全校児童と一緒にランチルームに集い給食を味わう100食未満の比較的小規模な小学校まで、多様な顔ぶれとなりました。結果は、東京都の新宿区立西戸山にしとやま小学校が、「第20回全国学校給食甲子園・決勝大会優勝」、「調理員特別賞」、「食育授業コンテスト最優秀賞」を受賞し、3賞の同時受賞は給食甲子園が始まって以来初の快挙でした。新宿という地場産物の活用が難しい都市部にありながら、江戸東京野菜の内藤とうがらしに着目し、教材として生かした点や、材料の使い方や調理法が変化に富み、彩りが良い点が評価されました。食育授業コンテストでは、江戸東京野菜を題材に、クイズ形式でテンポ良く授業を展開し、子供たちの興味を引く内容が高く評価されました。

給食甲子園への挑戦は、学校や給食施設にとって、日頃の給食献立を振り返って見直す絶好の機会となります。今後も、学校給食の理解促進や発展のために、活動を続けていきます。そしてこの活動を通じて、地産地消と地域の活性化につながることに貢献したいと考えています。



決勝大会の様子



優勝献立
(内藤とうがらしのうまみコーンごはん等)

事例

食を通じて大きな学びを ～農と人をつなぐ架け橋～ (第9回食育活動表彰 農林水産大臣賞受賞)

養牛部ようぎゅうぶ (神奈川県立相原高等学校あいはら) (神奈川県)

神奈川県立相原高等学校養牛部は、「農業や相模原さがみはらを盛り上げたい。」という強い想いから、酪農教育ファーム認証を取得し、保育所や小学校を含む地域の方々に向けて、酪農を通じた食や命の学びを提供するための食育活動を行っています。

保育所との交流では、夏は野菜の収穫体験、秋は涼しい気候の中での搾乳体験、冬は相原高校で飼育している羊の毛を使用した小物づくりを通して、子供たちが季節ごとの自然や農業の変化を感じながら楽しむことができるよう工夫しています。

また、小学生を対象にした食育活動では、出前授業のほか、小学生を高校に招き、農業や家畜の育て方、生理・生態についての体験授業を実施しました。その際、子供でも理解しやすいように紙芝居を作成することで、子供たちに「いただきます」、「ごちそうさまでした」という食への感謝の気持ちを表すことの大切さに気付いてもらうことができました。

ほかにも、「食と農」と「人」の間にある距離を縮めることを目的に、搾乳体験とチーズ・バター作り体験を同時に開催するほか、SNSを活用して牛の様子や作業風景等を発信するなど、学内にとどまらない取組を広げています。このように、地域の方々や子供たちに食の大切さを伝えることで食品ロス削減に寄与するほか、多様なイベント開催によって地域活性化につながっています。

今後も、「農業が好き」というワクワクや感動、そして命と食の大切さが多くの人に伝わるよう地域に根ざした農業体験を開催するとともに、都市部での活動等を拡大していく予定です。本や映像だけでは得ることのできない、生き物の温かさや大きさを実際に体験できる教育ファームにおける体験活動を継続し、人と農業との距離を近付ける架け橋を築いていきます。



搾乳体験の様子



小学校での出前授業の様子

事例

大学生による食育アイドルプロジェクト (第9回食育活動表彰 農林水産大臣賞受賞)

北海道文教大学食育アイドルプロジェクト「えにわっ娘」^こ「IX-ALICE」^{イザリス}(北海道)

北海道文教大学食育アイドルプロジェクトでは、食育への関心が希薄な層や、健康に対して興味を持ちにくい若者を中心に、老若男女を問わず食育活動を展開しています。親しみやすいアイドル活動を通して、食育を身近に感じてもらうことを目的としています。特に、いわゆる「押し活¹」をする方々に向けて食育を広く推進しています。

主な活動内容としては、YouTubeを始めとしたSNS、地元FM放送局での情報発信を行っています。具体的には、「作ってみた」という調理動画のほか、イベントでの講話を動画にし、食や健康への興味・関心を高めていただくよう提供しています。「えにわっ娘」は地域の祭りやイベントにおいて、「IX-ALICE」は札幌のライブハウス等において食育のオリジナル楽曲を披露し、幅広い年齢層へ食育を推進しています。歌う楽曲の歌詞は、無理なダイエットの身体への悪影響、野菜の摂取や食への感謝、共食の重要性等といった内容となっています。ほかにも、大学が所在する恵庭市とコラボして食品ロス削減に向けた啓発活動を行っています。飲食店用食べきり運動推進ポスター、小売店用^{えにわ}まえどり²運動推進ポスター、公共施設用食品ロス削減推進ポスターの3種類を市内の飲食店・小売店・公共施設等300か所に掲示しています。また、食品ロス削減をテーマとしたミュージックビデオも作成し、恵庭市のウェブサイトに、YouTubeのリンクを掲載しています。

これらの取組により、イベント参加者から「いろいろ食べるもの等を考えるようになった。」「教えてもらったことを実践している。」などの声がありました。今後は、企業と連携して北海道外にも進出し、企業とのコラボ商品の販売会や田植・稲刈り等の体験活動を通じて、全国に食育を広めたいと考えています。そして、食育の推進はもちろん、地域を盛り上げることにも貢献していけるよう、楽しく、明るく、元気一杯に活動に取り組んでいきます。



食育アイドル
プロジェクトメンバー



小売店用まえどり運動推進ポスター

- 1 有名人やアニメ、ゲーム等のキャラクター等、応援する対象にお金を使う消費活動のこと。
- 2 購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。

事例

「地域に根ざした活動を広げよう」住民向けの健康増進・食育活動 (第9回食育活動表彰 消費・安全局長賞受賞)

宇治市食生活改善推進員協議会「若葉の会」(京都府)

宇治市食生活改善推進員協議会「若葉の会」は、令和7(2025)年に40周年を迎え、長きにわたり地域の食生活改善、健康づくりを促進しています。

具体的には、季節ごとの健康的な食事メニューの考案、忙しい現代人や時代のニーズに応じたレシピの作成、日本の食文化を大切にした食育事業の展開、幅広い年代への日本の食文化の継承、健康を意識した料理教室の開催等を行っています。

レシピの作成に当たっては、毎年、会員同士で知恵を出し合い「旬の食材を積極的に活用した、分かりやすく実践的なレシピ」を作り、住民向けの啓発活動を行っています。また、宇治市が源氏物語の舞台であることにちなみ、令和6(2024)年には地名や紫式部を連想させるネーミング、着物の襟元や十二単を色鮮やかな食材や切り方で表現するなど、平安時代や源氏物語の世界を想像しながら、バランスのとれた組合せや適塩を意識したメニューからなる「源氏物語レシピ集」を作成しました。源氏物語レシピ集は、市のウェブサイトにも掲載され、市民の皆さまからも大変好評を頂きました。こうした取組を通じて、地域文化への理解を深めつつ、紫式部ゆかりのまちとしての魅力も発信し、健康を意識した食事の楽しさを広めています。

幼児期から学童期までの子供たちに向けての活動としては、日本の食文化を大切にした手作り味噌講習会や、だしの風味を味わう講座を実施しています。さらに、適塩を意識した男性向けヘルシー料理教室等、幅広い世代への食育を推進しています。料理教室の参加者からは、「適塩を実践する講座となっている。」「日頃の食事の参考になる。」などの感想を頂いています。

今後も、他団体との連携を積極的に行い、健康的な食生活を支援する輪を広げる活動を続けていきます。



源氏物語レシピ集



源氏物語レシピ集に掲載する料理



手作り味噌講習会の様子

特集

食育基本法のあゆみ

事例

食を通じて、シニアの「できる」を引き出す

株式会社ジーバー（宮城県）

株式会社ジーバーでは、令和4（2022）年11月より高齢者が生きがいを持って自主的に働く場所を創出するための様々な取組を実施しています。「ジーバー」の社名は、ジーちゃん・バーちゃんへの敬意、そして「地場」の食材にこだわるという想いを込めて命名しました。地域のシニアが地元の食材を活用し、組合員食堂や地域食堂で料理を提供しています。

令和8（2026）年3月現在、株式会社ジーバーは直営3拠点で事業を展開しています。直営店舗のうち、仙台市にある「六丁の目食堂」は、平日昼に印刷工業団地協同組合の組合員食堂として、地域で働く人々を対象に営業しています。栄養士の資格を持つ社員が考えた栄養バランスのとれたメニューやおばんざいを選ぶ楽しみもあり、組合員のみならず地域住民にも人気で、様々な方が来店しています。また、富谷市にある「しんまち街仲食堂」は、旧宿場町の観光交流ステーション内の古民家を活用した店舗で営業しています。この食堂ではシニアスタッフが主体となって営業しており、地元のジーちゃん・バーちゃんの手作りのおむすびと豚汁を懐かしい雰囲気の中で食べることができます。シニアスタッフ同士で意見やアイデアを出しながら、地元の食材を使った具材やシニアの知恵を生かしたメニューを考案し、販売しています。

シニアスタッフの多くは、「心身が健康になるから」、「やりがいがあるから」、「仲間会いたいから」という理由で活動に参加しています。また、メニューの考案を行っているシニアスタッフからは、「毎日が挑戦で、色々な方々へ日々感謝している。ここで働くことが毎日の充実にもつながり、明日も頑張ろうという意欲が湧く。」という声が聞かれ、仕事に対する誇りややりがい、生きがいにつながっています。

現在、シニアスタッフがおむすびと豚汁を提供する店舗スタイルは、県内のみならず全国69地域（令和8（2026）年3月現在）とパートナーシップを締結し、全国展開する取組を始めています。シニアスタッフは60歳から日本最高齢の方の年齢を上限として募集しており、幅広い年代のシニアが活躍できる場を提供しています。これからも長年の生活で身に付けた食の知恵や料理の技術等、得意分野を生かすことで、シニアが生きがいを持ちながら活躍できる場を更に創出し、超高齢社会である日本の「新しい未来」を作っていきます。



六丁の目食堂



食事の提供の様子